

ふるさとたむら応援寄附金お礼の品提供事業者募集要項

1 目的

田村市では、ふるさと納税制度により市に寄附をいただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、寄附の促進及び特産品の PR 並びに販路拡大を図るため、寄附者へお送りするお礼の品の提供に協力いただける事業者を募集します。

2 提供事業者のメリット

(1) 商品名等を PR

ふるさと納税サイトや市ホームページなどに商品写真や商品名が掲載されますので、商品 PR をすることができます。

(2) 自社商品の販売促進

お礼の品発送時とともに自社商品のパンフレット等を同封していただくことで、自社商品の販売促進や PR を図ることができます。

3 提供業者の要件

提供事業者は、次に挙げる要件をすべて満たしている者としします。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行なっていること
- (2) 原則として、田村市に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等を有する法人、団体または個人事業者であって、市の物産振興及び観光に関する取組みについて、理解・協力を得られること
- (3) 市税等の滞納がないこと
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- (5) 個人情報の取扱い、その他本要項の主旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること

※ただし、上記の要件に適合していても、市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

4 お礼の品について

- (1) 田村市の魅力を PR するとともに、イメージアップに繋がる商品であり、品質や数量の面において、安定した供給が見込めること。ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合は取り扱うこととします。
- (2) 総務省の通知及び見解等において、ふるさと納税制度のお礼の品としてふさわしいものであること（換金性の高いもの、資産価値の高いものは不可とします）
- (3) 原則、受注後速やかに宅急便等で発送できるものとしてください。食品について

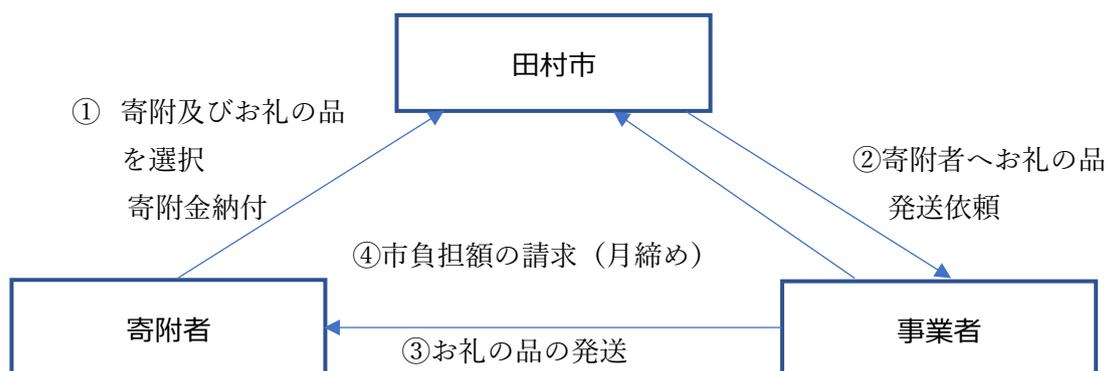
は、到着後5日程度の消費期限が保証されているものとしてください。

(4) お礼の品は、「単品」「詰合せ」どちらでも可能です。

(5) 事業者から提示されたお礼の品の提供価格をもとに寄附金額の設定を行います。

5 事業の流れ

寄附者が市に対して寄付の申し出を行ってから市が事業者に対しお礼の品に関する費用をお支払いするまでの流れは以下の図のとおりです。



6 お礼の品の発送

(1) 事業者は、市から依頼を受けた概ね1週間以内に寄附者に対しお礼の品の発送をしてください。ただし、別途指示のあるお礼の品についてはその指示に従ってください。

(2) お礼の品については、原則通年で対応できるものとします。ただし、収穫時期や生産量の制限により、通年納品できない場合は、申込時に提供期間、提供量を明示してください。

(3) お礼の品の発送は、原則事業者が行うこととし、発送日の調整等寄附者と連絡をとる必要が生じる場合、原則事業者が行なってください。

(4) 発送時、市から依頼を受けた文書等を同封のうえ発送してください。

(5) 事業者は、お礼の品発送後に市に対して、お礼の品の発送について一覧表を作成し提出してください。

(6) 請求書作成時は以下のとおりとしてください。

○宛名は「田村市長本田仁一（総務部財政課）」と表記してください。

○寄附者名を備考欄に記載してください。

7 申込み方法

(1) 希望される事業者等は「ふるさとたむら応援寄附金お礼の品提供事業者登録申込書」（様式第1号）及び「提供お礼の品説明書」（様式第2号）を田村市総務部財政課まで提出してください。総務部内で登録の可否を審査し、その結果を「ふるさとたむら応援寄附金お礼の品提供事業者登録承認（不承認）決定通知書」（様式第3号）に

より通知します。

- (2) 登録を承認された提供事業者は別途契約書を締結いただきます。
- (3) 提供事業者の募集は、随時行います。

8 その他の留意事項

- (1) 商品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットができる環境が必要となります。
- (2) 登録された商品は、寄附者によりお礼の品として選択された場合に提供をお願いします。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) お礼の品の品質等に関して寄附者からの苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず市へ報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
- (4) 市は、協力事業者及び商品が本要項に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、協力業者の登録及びお礼の品の提供を取り消すことができます。
- (5) 登録後に協力事業者を辞退したい場合は、事前に市まで申込みが必要です。
- (6) 個人情報の取扱いについては、田村市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

9 申込み・お問合せ先

田村市総務部財政課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76-2

TEL : 81-2118 FAX : 81-2522

E-mail:zaisei@city.tamura.lg.jp